

(平成14～15年度支援)

原状回復事業実績事例：愛知県豊田市混合廃棄物事案

事案の類型	中間処理業者による混合廃棄物の不適正処分
事案の場所	愛知県豊田市内
行為者	愛知県豊田市内 A社 代表取締役 B
規模及び種類	混合廃棄物（廃プラスチック類、他）：30,664 m ³ 、 土砂を含む廃棄物：3,810 m ³ 、がれき類：252 m ³ 、 廃タイヤ：1,819 m ³ 、合計：36,545 m ³ 投棄面積：7,500 m ² 高さ：1～20 m（最大）
支障のおそれ	放置された焼却灰及び焼却灰混じりの土砂に含まれる環境基準を超えるダイオキシン類の近隣及び矢作川への飛散・流出、及び混合廃棄物の過剰保管から生じる火災による周辺住民への健康被害が発生するおそれがある。
対策工の概要	環境基準を超えるダイオキシン類を含む焼却灰及び焼却灰混じりの土砂を熔融処理し、管理型処分場へ埋立処分。混合廃棄物は現地選別後、可燃物は焼却施設による焼却処分、不燃物は現地残置き成形の上、飛散・流出及び火災防止のための覆土・遮水シートを敷設し、種子吹き付け。
除去した廃棄物の種類及び量	廃プラスチック类等可燃物 : 427.65 t ダイオキシン類を含む土砂等 : 265.9 t 鉛を含む土砂 : 234.3 t
代執行費用	464,991,450円
支援した資金額	270,714,000円



【事案概要】

投棄実行者であるA社の代表取締役Bは、中間処理のために受託した産業廃棄物を自社敷地内及び隣接地に産業廃棄物処理基準に適合しない方法で、混合廃棄物を中心に約37,000m³を野積みしたものを。

A社は、市が中核市に移行する平成10年4月以前から、自社物の焼却処分について、豊田保健所から焼却炉の改善や不適正保管の改善指導を受けていたが、政令改正により平成10年3月にみなしによる施設（産業廃棄物の焼却施設）の許可を取得した。

市は、平成10年5月頃より地元自治区から黒煙・悪臭に対する苦情が寄せられたことから立入検査を実施したところ、A社による伐採・造成が確認され、その後も焼却炉の改善や保管方法の改善指導を行ったが、平成11年7月から大量の廃棄物が短期間に搬入され、これによる火災が発生したことから、平成12年3月に不適正保管されている産業廃棄物の全量撤去・適正処理を、また同年11月には環境基準を超える燃え殻・土壌等の適正処分の措置命令を発したが、履行されなかった。市は、生活環境保全上の支障除去のため、代執行によるダイオキシン含有焼却灰及び土壌の熔融処分と可燃物の焼却処理及び不燃物の現地残置・成形対策工を実施した。

代執行後

